

建築士法第24条の7及び第24条の8に関する運用手順

(1) 落札者決定通知 (契約監理課⇒落札者)

- ・落札者決定通知を受けた建築設計又は監理業務の落札者は、速やかに、「重要事項説明書」を1通作成する(押印不要)。
(契約監理課ホームページ「各種様式(工事)」からダウンロード可能)

(2) 「重要事項説明書」の提出及び説明 (落札者⇒工事担当課)

- ・落札者は、契約前に、重要事項説明書を工事担当課に提出し、重要事項の説明を行う。説明は建築士が建築士免許証又は建築士免許証明書を提示して行う必要がある。
- ・工事担当課は、直ちに、提出された重要事項説明書の内容を確認し、重要事項説明書を契約監理課へ提出する。

(3) 契約書の提出 (落札者⇒契約監理課)

- ・重要事項説明後、落札者は契約書を契約監理課に提出する。

(4) 「建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面」の提出 (落札者⇒工事担当課)

- ・落札者は、契約締結後速やかに、「建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面」を1通作成(記名押印又は署名が必要)し、工事担当課に提出する。
(契約監理課ホームページ「各種様式(工事)」からダウンロード可能)
- ※建築士法第22条の3の3に該当するために契約書別紙を作成した場合は、当該書面の作成は不要。